

原規規発第 19100119 号  
令和元年 10 月 1 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 殿

原子力規制庁原子力規制部  
安全規制管理官（核燃料施設等監視担当） 門野 利之

令和元年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）の変更  
について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 50 条第 5 項の規定に基づく令和元年度保安検査について、原子力規制委員会は、別紙のとおり変更することといたしました。

つきましては、検査を実施する貴事業所に対しても別紙の内容についてお知らせいたします。

原規規発第 19100119 号

令和元年 10 月 1 日

令和元年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）の変更について

原子力規制委員会

原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第50条第5項の規定に基づき、再処理事業者及びその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況の検査（令和元年度保安検査）について、別添のとおり変更することとする。

(別添)

1. 検査実施場所

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所  
(再処理施設)

2. 検査実施時期

- (1) 第1四半期：4月～6月 (このうちの10週間程度)
- (2) 第2四半期：7月～9月 (このうちの10週間程度)
- (3) 第3四半期：10月～12月 (このうちの10週間程度)
- (4) 第4四半期：1月～3月 (このうちの10週間程度)

3. 検査担当職員

東海・大洗原子力規制事務所職員 他

4. 検査項目

令和元年度保安検査において実施する検査項目については、以下に掲げる項目のうち、規制要求として求められる事業者の保安活動や原子力施設の状態に着目し、適切なものを選定する。

(1) 基本検査で実施する保安検査の内容

①施設操作の実施状況

- ・ 運転管理
- ・ 臨界安全管理
- ・ サーベイランス試験
- ・ 火災防護
- ・ 内部溢水防護
- ・ 自然災害防護
- ・ 地震防護
- ・ 津波防護

②保守管理の実施状況

- ・ 設計管理
- ・ 保全の有効性評価
- ・ 作業管理

③品質保証活動の実施状況

- ・ 品質マネジメントシステムの運用

④放射性廃棄物管理の実施状況

- ・放射性気体・液体廃棄物の管理
- ・放射性固体廃棄物等の管理

⑤放射線管理の実施状況

- ・放射線被ばく管理
- ・放射線被ばく評価及び個人モニタリング
- ・放射線被ばく ALARA 活動
- ・空气中放射性物質濃度の管理と低減
- ・放射線監視プログラム
- ・放射線モニタリング設備

⑥非常時の措置の実施状況

- ・緊急時対応組織の維持
- ・緊急時対応の準備と保全

(2) 追加検査で実施する保安検査の内容

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（使用施設）の平成30年度第4回保安検査において、保安規定違反が確認された「プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染」（法令報告事象）を踏まえ、追加検査を実施する。